

## 秋田県告示第240号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年5月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日  
令和4年5月13日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
栄喜建築  
湯沢市秋ノ宮字野中31番地2  
栄 喜 誠 一  
秋田県知事許可（般-30）第80100号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
令和4年3月25日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。